

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長
（ 公 印 省 略 ）

医療扶助の適正実施に関する指導監査等について

平素より生活保護行政の推進に御尽力を賜り、御礼申し上げます。
標記について、下記のとおり行うこととしたので、御了知いただき、医療扶助の運営
について一層適正な処理にあられるよう御協力をお願いします。

記

1 令和 8 年度の地方厚生局における指導監査について

(1) 自立支援医療の適用状況に関する監査

令和 8 年度においても自立支援医療の適用状況に着目した監査を実施するが、監
査内容については、以下の通りとする。

- ① 都道府県・指定都市・中核市本庁（以下「都道府県等本庁」という。）におい
ては、別紙様式 1 「自立支援医療制度の活用徹底に関する取組状況」を作成し、
地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。なお、作
成にあたっては、令和 7 年度の状況を記載し、令和 8 年度に改善や見直しがあっ
たものについては、併せてその旨を記載すること。
- ② 監査当日は、提出された資料を基に「生活保護制度における他法他施策の適正
な活用について」（平成 22 年 3 月 24 日社援保発 0324 第 1 号本職通知）に示す
「自立支援医療適用確認台帳」の整備状況等についてヒアリングを行う。

(2) 指定医療機関に対する指導等の実施状況に関する監査

令和 8 年度においても都道府県等本庁の指定医療機関に対する指導等の実施状況
に着目した監査を実施するが、監査方法については、以下の通りとする。

- ① 都道府県等本庁においては、別紙様式 2 「指定医療機関への指導等の状況」を
作成し、地方厚生局が指定する日を期限として、地方厚生局あて提出すること。

なお、作成にあたっては、記載時点での状況等を記載すること。

- ② 監査当日は、提出された資料を基に、「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）に則り、適切に指定医療機関に対する指導等が実施されているか等についてヒアリングを行う。

(都道府県・指定都市・中核市 名)

1. 確認台帳の整備状況に関する指導状況等

「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」（平成22年3月24日社援保発0324第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく「自立支援医療適用確認台帳」の福祉事務所における整備状況に関し、当該台帳が未整備の実施機関がある場合、指導状況及び整備予定等について記載すること。（中核市は自市における台帳の整備の有無、整備していない場合は今後の整備予定を記載すること。）

【都道府県、指定都市】

福祉事務所名	指導状況	整備予定等

【中核市】

自立支援医療適用確認台帳の整備の有無、整備していない場合は今後の整備予定

2. 指導方針及び指導状況

更生医療に係る自立支援給付の優先活用についての検討及び確認台帳の整備等について、本庁が監査する際の指導方針及び指導状況を記載すること。（中核市は上記1における台帳の活用方法等を記載すること）

--

3. レセプト審査における取組状況

本庁におけるレセプト審査における、自立支援医療の適用の可能性に関する審査の実施状況について記載すること。

--

4. 精神通院医療の活用徹底に関する取組状況

「生活保護法の医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化等について」（平成28年3月31日社援保発0331第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づく、精神通院医療の活用徹底に関する取組状況について記載すること。

--

5. その他

自立支援医療制度の活用徹底に関する課題・問題点、その他福祉事務所における優良取組事例などがあれば（自由記載）。

--

自治体名 : ○○県
担当者氏名・連絡先 : 社会福祉課 ○○ ○○ (△△△△-△△-△△△△)

指導実施要領等の添付の有無 : 有 ※添付書類は本調査票と一緒にメールで提出してください。

調査事項		回答	
I 管内の指定医療機関数 (R8. 4. 1現在)	種別		
	医科(病院)	131	
	医科(診療所)	2,223	
	歯科	1,679	
	薬局	1,208	
	訪問看護ステーション	396	
II 体制等	① 指定医療機関の指導等業務に関する体制について	・本庁医系職員(1名)、嘱託医(2名) ・医療扶助担当職員(2名) ・事務嘱託職員(1名) 等	
	② 指導検査に関する実施要領等の策定の有無	・有	
III 一般指導	① 一般指導の実施状況 ※令和8年度は予定を含む	令和7年度 随時(新規指定の計68医療機関に実施) 令和8年度 2回(医師会の会議に出席した医療機関(計500)を対象)	
	② 上記①令和7年度、8年度いずれか又は両方の実績がない場合、一般指導を実施していない理由	-	
	③ 一般指導の実施方法、具体的内容	・新規指定医療機関等に対して、医療扶助事務等に関するパンフレットを送付。 ・地区医師会の会議に説明時間を設けてもらい、パンフレットの配布と併せて医療扶助事務に関する留意事項の説明や協力依頼等を実施。 ・全ての医療機関に対し、後発医薬品の使用促進に関するリーフレットを送付。 等	
IV 個別指導	① 個別指導の実施件数 ※令和8年度は予定を含む	令和7年度 計	20
		(内訳)医科:病院	10
		(内訳)医科:診療所	10
		(内訳)歯科	0
		(内訳)薬局	0
		令和8年度 計	26(実施済20・実施予定6)
		(内訳)医科:病院	5
		(内訳)医科:診療所	15(実施済10・実施予定5)
		(内訳)歯科	5
		(内訳)薬局	0
	(内訳)訪問看護ステーション	1(実施予定)	
	② 上記①令和7年度、8年度いずれか又は両方の実績がない場合、個別指導を実施していない理由	・指導担当の医師の確保ができない ・他業務により指導業務に人員が割けない ・関係団体との調整がつかない 等	
	③ 個別指導対象医療機関の選定		
③a 選定に関する規程等の有無 ※実施要領等への記載を含む	有		
③b 選定の時期	・前年度末(3月)に対象医療機関を決定。 ・個別指導が年度後半実施のため、概ね8月頃に決定 等		
③c 選定の方法	・福祉事務所から〇件ずつ指導対象候補(※)を提出。 ※福祉事務所における選定方法 ・請求内容に特徴のある医療機関 ・医療扶助事務への理解が薄い(要否意見書の提出が遅い)医療機関 ・毎年度、一般病院、精神病院各1機関とし、実態としては輪番となっている 等		
③d 支払基金から提供されるデータ等の活用の有無・状況 ※医療扶助運営要領第6-1-(3)-イ-(ア)d	・選定にあたり被保護者の請求割合が高い医療機関をピックアップしている。 ・福祉事務所における選定方法に請求内容に特徴のある医療機関を含めている。 ・特段、活用していない。 等		
	支払基金提供データ (令和8年3月〇日付事務連絡により連絡しているもの)	有	
	電子レセプトシステムによる分析(抽出)結果	無	
③e 決定におけるプロセス ※医療扶助運営要領第6-1-(3)-イ-(ウ)	・嘱託医等の医療関係者、担当課長を含めた「選定委員会」により決定している。 ・担当職員が嘱託医等の医療関係者と相談の上、決定案を作成し、決裁により決定している。 等		
③f 関係団体との調整	・選定に当たっては、特段の調整は行っていない。 ・決定後に対象医療機関リストを関係団体へ報告。 ・決定に当たっては、関係団体との協議が必要 等		

④ 個別指導の方法等(実施計画～指導前準備)	
④a 指導実施時期	・概ね6～12月。 ・概ね10月から実施。 等
④b 医療機関との指導日程調整の有無及びその時期	・有:概ね2か月前に調整。 ・無 等
④c 指導実施通知(記載事項・発出時期等) ⇒通知ひな形の添付でも可 ※医療扶助運営要領第6-1-(4)-イ-(ア)	・医療機関への実施通知発出は1か月前。 ・通知への記載事項は添付資料を参照。
④d 医療機関側に求める指導出席者(実施通知記載) ⇒通知ひな形の添付でも可 ⇒通知で示していない場合は指導実績から記載 ※医療扶助運営要領第6-1-(4)-イ-(ア)	・管理者、担当医、請求事務担当者 等
④e 事前提出資料の有無 (ある場合には、その内容) ⇒提出資料の様式の添付でも可	・指定医療機関の現況 (職員の配置状況、入院基本料等に関する事項) ・日用品費に関する状況 等
④f 指導対象ケース(患者)の選定方法等	・レセプトから一定の基準に基づき指導対象ケース(患者)を選定。(選定件数:〇件) 基準:稼働年齢層、病名から判断して通院日数が多いなど ・全ケースのレセプトを囑託医に渡し、当日の確認は囑託医に委ねている。 等
④g 指導対象ケース(患者)の医療機関への事前連絡	・有:医療機関への指導対象患者の通知は1週間前。 ・無 等
⑤ 個別指導の方法等(指導当日)	
⑤a 指導時間、場所	・平均個別指導時間:4時間、病院4時間・診療所2時間 等 ・指導場所:医療機関、民間ビルの会議室 等
⑤b 指導体制	・本庁医系職員 1名 ・本庁医療扶助担当職員 1名 ・管轄福祉事務所(医療扶助担当職員1名 囑託医1名)
⑤c 関係団体の立会の有無の状況 ※「無」の場合には、その理由も記載	・有:関係団体の立会は必須事項となっている。 ・有:基本的に立会するルールとなっているが必須ではない。 ・無:囑託医が県医師会からの推薦であるため。 ・無:関係団体との協議により立会は不要と整理されている。 ・無:従前からの整理であり、団体との調整も行っていない。 等
⑤d 指導内容(医系職員が実施するもの)	・診療録の記載不備などについて指導している。 ・診療報酬の算定に関することについて指導している。 ・個別の治療内容や、検査の必要性などの確認を行っている。 等
⑤e 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの①) ・報酬請求、施設基準等に関する事	・診療報酬の算定について適正なものとなっているか確認している。 ・患者の処遇を確保する観点から、医師や看護師の勤務状況について確認している。 等
⑤f 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの②) ・医療扶助事務に関するもの	福祉事務所からの事前情報提供を踏まえ、要否意見書の記載不備や提出が遅い、レセプトの受給者番号が昔の番号を使っている等の指摘や協力依頼を行っている。 等
⑤g 指導内容(福祉事務所職員が実施するもの) ※個別指導に福祉事務所職員が同行する場合に限る	・当該福祉事務所の委託患者に関する受診状況の確認。 ・指導に同行させているが、特段の役割はなし。 等
⑤h 個別指導調書・指導チェックリスト等の有無 ⇒調書・チェックリスト等の添付でも可。	・有:個別指導調書として所定の様式を定めている。 ・無 等
⑥ 個別指導後の措置	
⑥a 指導終了時の講評の有無・方法	・有:口頭により重要な指摘のみ伝達。 ・無:後日、文書で行うことの教示のみ 等
⑥b 指導結果通知の発出の状況	・全て指導結果通知を発出している。 ・是正改善事項がある場合のみ通知を発出している。
⑥c 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置	・是正改善事項は必ず文書により指摘し、改善状況報告を求めている。 ・個別指導時に口頭指導するのみで文書通知はしていない。 等
⑥d 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置の実績及び主な指摘事項例(令和6年・7年度) ⇒医療機関に送付した指摘事項文書の添付でも可。	・発出件数(医療機関数):R7 3件/R8 5件 ・(実際の指摘事項をいくつか記載)
⑥e 不適切な診療報酬請求に対する返還措置	・請求誤りが認められた場合には、指導時に確認できたものを過誤調整させている。 ・請求誤りが認められた場合には、同様の誤りについて自主点検(過去1年分)の上、返還させている。 ・不適切な請求について指導を行うが、返還までは求めている。
⑥f 不適切な診療報酬請求に対する返還措置の実績(令和7年・8年度)	・返還を求めた医療機関数:R7 0件/R8 2件
⑥g 指摘事項の周知	個別指導の結果、改善を求めた指摘事項から留意すべき点を整理し、その改善に向けた取組内容について、管内の指定医療機関に対して、周知を行っている。

V 検査	① 検査の実施状況	令和7年度	1 (診療所: 1)
		令和8年度	0
	② 上記①の実績がない場合、直近で検査を行った時期等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年8月 (歯科) 	
	③ 検査対象医療機関の選定方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導時に不正が疑われた医療機関 ・外部からの通報 ・保険医療機関の指定取消等があった場合には検査を行っている。 	
	④ 検査の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・県本庁 (課長1名、医療扶助担当職員1名) ・県医師会1名 (立会い) 	
⑤ 検査の方法	<ul style="list-style-type: none"> ・検査出席者: 管理者、医師、請求事務者 ・検査場所: 当該医療機関 ・検査回数: 5回 (うち2回は立入検査)、一回の平均検査時間: 4時間 ・個別指導時に不正 (架空請求) が疑われたため、患者調査を行ったうえで、検査において診療実績を医師・職員からの聴取、請求関連書類等の確認を行った。 		
VI その他	① 国保部局等との連携 (指導計画や個別事案の情報共有等) を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんど連携ができていない。 ・保険医療機関の指定取消等事案について情報提供がある。 ・相互の部署において不正が疑われる事案が発生した場合に情報共有を図っている。 等 	
	② 不正等の情報提供があった場合の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供事案として組織的に管理し、必要に応じ個別指導の対象として検討。 ・情報提供事案として管理しているが、個別指導等には反映できていない。 等 	
	③ その他 (指導等の実施に当たり苦慮している点 等)		

指定医療機関への指導等の状況

自治体名 :	
担当者氏名・連絡先 :	

指導実施要領等の添付の有無 : ※添付書類は本調査票と一緒にメールで提出してください。

調査事項		回答
I 管内の指定医療機関数 (R8. 4. 1現在)	種別	
	医科(病院)	
	医科(診療所)	
	歯科	
	薬局	
	訪問看護ステーション	
II 体制等	① 指定医療機関の指導等業務に関する体制について	
	② 指導検査に関する実施要領等の策定の有無	
III 一般指導	① 一般指導の実施状況 ※令和8年度は予定を含む	令和7年度 令和8年度
	② 上記①令和7年度、8年度いずれか又は両方の実績がない場合、一般指導を実施していない理由	
	③ 一般指導の実施方法、具体的内容	
IV 個別指導	① 個別指導の実施件数 ※令和8年度は予定を含む	令和7年度 計
		(内訳) 医科: 病院
		(内訳) 医科: 診療所
		(内訳) 歯科
		(内訳) 薬局
		令和8年度 計
		(内訳) 医科: 病院
		(内訳) 医科: 診療所
	(内訳) 歯科	
	(内訳) 薬局	
	(内訳) 訪問看護ステーション	
	② 上記①令和7年度、8年度いずれか又は両方の実績がない場合、個別指導を実施していない理由	
③ 個別指導対象医療機関の選定		
③a 選定に関する規程等の有無 ※実施要領等への記載を含む		
③b 選定の時期		
③c 選定の方法		
③d 支払基金から提供されるデータ等の活用の有無・状況 ※医療扶助運営要領第6-1-(3)-イ-(ア)d		
支払基金提供データ (令和8年3月〇日付事務連絡により連絡しているもの)		
電子レセプトシステムによる分析(抽出)結果		
③e 決定におけるプロセス ※医療扶助運営要領第6-1-(3)-イ-(ウ)		
③f 関係団体との調整		

④ 個別指導の方法等(実施計画～指導前準備)	
④a 指導実施時期	
④b 医療機関との指導日程調整の有無及びその時期	
④c 指導実施通知(記載事項・発出時期等) ⇒通知ひな形の添付でも可 ※医療扶助運営要領第6-1-(4)-イ-(ア)	
④d 医療機関側に求める指導出席者(実施通知記載) ⇒通知ひな形の添付でも可 ⇒通知で示していない場合は指導実績から記載 ※医療扶助運営要領第6-1-(4)-イ-(ア)	
④e 事前提出資料の有無 (ある場合には、その内容) ⇒提出資料の様式の添付でも可	
④f 指導対象ケース(患者)の選定方法等	
④g 指導対象ケース(患者)の医療機関への事前連絡	
⑤ 個別指導の方法等(指導当日)	
⑤a 指導時間、場所	
⑤b 指導体制	
⑤c 関係団体の立会の有無の状況 ※「無」の場合には、その理由も記載	
⑤d 指導内容(医系職員が実施するもの)	
⑤e 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの①) ・報酬請求、施設基準等に関すること	
⑤f 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの②) ・医療扶助事務に関するもの	
⑤g 指導内容(福祉事務所職員が実施するもの) ※個別指導に福祉事務所職員が同行する場合に限る	
⑤h 個別指導調書・指導チェックリスト等の有無 ⇒調書・チェックリスト等の添付でも可。	
⑥個別指導後の措置	
⑥a 指導終了時の講評の有無・方法	
⑥b 指導結果通知の発出の状況	
⑥c 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置	
⑥d 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置の実績及び主な指摘事項例(令和6年・7年度) ⇒医療機関に送付した指摘事項文書の添付でも可。	
⑥e 不適切な診療報酬請求に対する返還措置	
⑥f 不適切な診療報酬請求に対する返還措置の実績(令和7年・8年度)	
⑥g 指摘事項の周知	

V 検査	① 検査の実施状況	令和7年度	
		令和8年度	
	② 上記①の実績がない場合、直近で検査を行った時期等		
	③ 検査対象医療機関の選定方法		
	④ 検査の体制		
	⑤ 検査の方法		
VI その他	① 国保部局等との連携(指導計画や個別事案の情報共有等)を行っているか。		
	② 不正等の情報提供があった場合の対応		
	③ その他(指導等の実施に当たり苦慮している点 等)		

記入要領

指定医療機関への指導等の状況について、以下の要領に従って、別添の記入例も参考にしつつ、記入してください。

I 管内の指定医療機関数(R8. 4. 1現在)

令和8年4月1日現在の医科(病院)、医科(診療所)、歯科、薬局、訪問看護ステーション別ごとの指定医療機関数を記入してください。

※ 令和8年4月1日現在の指定医療機関数を把握していない場合、直近で把握している数字について時点を明確にした上で記入してください。

II 体制等

①指定医療機関の指導等業務に携わる職員

指定医療機関の指導検査業務に携わる職員について、その職種と人数を記入してください。

②指導検査に関する実施要領等の策定の有無

指導検査に関する実施要領等を策定している場合は「有」と記入し添付資料として提出してください(調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」と記入してください。)。策定していない場合は「無」と記入してください。

III 一般指導

①一般指導の実施状況

令和7年度及び8年度の一般指導の実施状況について下記に留意して記入してください。

- ・不特定多数の医療機関を対象に会議や通知等の配布により実施した場合は、実施回数を記入。
- ・医師会や厚生局主催の説明会等と併せて実施した場合は、その旨を記入。
- ・個別の医療機関を対象として実施した場合は、医療機関数を記入。

②上記①において実績がない場合、一般指導を実施していない理由。

①において、令和7年度及び8年度のいずれか、又は両方の一般指導の実績がない場合、実施していない(できない)理由を記入してください。

③一般指導の実施方法、具体的な内容

実施している内容について、指導対象、説明事項などを記入してください。なお、配布物、指導プログラムなどの添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

IV 個別指導

①個別指導の実施件数

令和7年度及び8年度の個別指導の実施件数(個別指導を行った医療機関数)について、Iの種別ごとの数及びそれらの合計数を記入してください。

なお、令和8年度は実施予定も含み、内訳として調査票提出時点での実施済み・実施予定の件数を記入してください。

②上記①において実績がない場合、個別指導を実施していない理由。

①において、令和7年度及び8年度のいずれか、又は両方の個別指導の実績がない場合(令和8年度は実施予定もない場合)、個別指導を実施していない(できない)理由を記入してください。

③個別指導対象医療機関の選定

a 選定に関する規程等の有無

個別指導の対象医療機関の選定について、規程等がある場合には「有」、ない場合には「無」と記入して下さい。なお、実施要領等に記載がある場合についても「有」と記入して下さい。

b 選定の時期

個別指導の対象医療機関について選定を行っている時期を記入して下さい。

c 選定の方法

個別指導の対象医療機関について、どのように選定を行っているかを記入して下さい。なお、福祉事務所から指導対象候補について提出を受け、選定を行っている場合は、福祉事務所における選定方法について、あわせて記入して下さい。

d 支払基金から提供されるデータ等の活用の有無・状況

個別指導の対象医療機関の選定に資するデータとして、支払基金から提供されるデータ(※1)、電子レセプトシステムによる分析(抽出)結果(※2)の活用の有無及び活用の状況について記入して下さい。

※1 「生活保護受給者に係る医療機関別統計資料 令和7年7月～9月診療分」(社会保険診療報酬支払基金集計)の送付について(令和8年3月〇日厚生労働省社会・援護局保護課保護事業室医療係事務連絡)(毎年発出)において提供している、生活保護受給者のレセプト件数が多い医療機関等のデータ

※2 電子レセプトシステムにおける請求内容に特徴のある医療機関を抽出する機能を活用して把握した医療機関データ

(参考)医療扶助運営要領 第6-1-(3)-イ-(ア)d

社会保険診療報酬支払基金から提供される被保護者に係る診療報酬請求データ又は電子レセプトの分析結果等を活用して得られる指定医療機関の特徴(例えば請求全体に占める被保護者に関する請求割合が高い、被保護者以外と比較して被保護者の診療報酬明細書(調剤報酬明細書及び訪問看護療養費報酬明細書を含む。)の1件あたりの平均請求点数が高い、被保護者の県外受診の割合が高い、他の指定医療機関と比較して、頻回受診者や重複・多剤投与者の割合が高い等)を総合的に勘案し、個別に内容審査をした上で個別指導が必要と認められる指定医療機関

(※)令和8年3月31日付け社援発0331第〇号「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)(令和8年4月1日より適用)で改正

e 決定におけるプロセス

個別指導の対象医療機関の選定に関して、どのようなプロセスを経て決定しているか記入して下さい。

(参考)医療扶助運営要領 第6-1-(3)-イ-(ウ)

選定上の留意点

指導対象となる指定医療機関の選定にあたっては、指導にあたる職員(以下「指導担当者」という。)のみでなく複数の構成員からなる合議体において決定することや、医療関係者(医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等)からの意見を聴取するなど、組織的に公正な選定を行うものとする。

(※)令和6年3月29日付け社援発0329第53号「生活保護法による医療扶助運営要領について」の一部改正について(通知)(令和6年4月1日より適用)で改正

f 関係団体との調整

個別指導の対象医療機関の選定において、関係団体との調整をどのように行っているか記入してください。

④個別指導の方法(実施計画～指導前準備)

a 指導実施時期

年間の個別指導計画における、個別指導の実施時期を記入してください。

b 医療機関との指導日程調整の有無及びその時期

個別指導の日程調整を行っている場合は「有」、行っていない場合は「無」と記入し、行っている場合には、その時期を記入してください。

c 指導実施通知(記載事項・発出時期等)

指導実施通知の記載事項及び発出時期等について記入してください。なお、通知のひな形の添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

(参考)医療扶助運営要領 第6-1-(4)-イ-(ア)

実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知すること。

なお、共同指導を実施する場合には、当該通知に厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行うことを明記すること。

a 個別指導の目的

b 個別指導の日時及び場所

c 出席者

d 準備すべき書類等

d 医療機関側に求める指導出席者(実施通知記載)

個別指導の実施に当たり、実施通知に記載している医療機関側に求める指導出席者について記入してください。なお、通知のひな形の添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

また、通知で示していない場合には、指導実績から記入してください。

(参考)医療扶助運営要領 第6-1-(4)-イ-(ア)

実施通知

厚生労働大臣又は都道府県知事は、指導対象となる指定医療機関を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定医療機関に通知すること。

なお、共同指導を実施する場合には、当該通知に厚生労働大臣及び都道府県知事が共同で行うことを明記すること。

a 個別指導の目的

b 個別指導の日時及び場所

c 出席者

d 準備すべき書類等

e 事前提出資料の有無

個別指導に先立ち、指定医療機関が事前に提出すべき資料の有無を記入してください。また、ある場合には、その内容を記入してください。なお、提出資料の様式の添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

f 指導対象ケース(患者)の選定方法等

個別指導において、対象とするケース(患者)の選定方法等について記入してください。

選定件数を定めている場合には、その件数も記入してください。明確に件数を定めていない場合には実績に基づき平均的な件数を記入してください。

g 指導対象ケース(患者)の医療機関への事前連絡

個別指導において、対象とするケース(患者)を医療機関へ事前に連絡を行っている場合は「有」、行っていない場合は「無」と記入し、行っている場合には、その時期を記入してください。

⑤個別指導の方法等(指導当日)

a 指導時間、場所

個別指導当日の実施時間及び場所について記入してください。

b 指導体制

個別指導における行政側の指導体制について記入してください。

c 関係団体の立会の有無

個別指導において、関係団体が立会を行っている場合は「有」、行っていない場合は「無」と記入し、立会の状況を記入してください。

なお、「無」の場合には、その理由を記入してください。

d 指導内容(医系職員が実施するもの)

個別指導において、医系職員が実施する指導内容について記入してください。

e 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの①)報酬請求、施設基準等に関すること

個別指導において、医療扶助担当職員が実施する指導内容のうち、診療報酬(診療報酬の算定が適正か否か)、施設基準(医師や看護師の勤務状況が適切か)等について記入してください。

f 指導内容(医療扶助担当職員が実施するもの②)医療扶助事務に関すること

個別指導において、医療扶助担当職員が実施する指導内容のうち、医療扶助事務(要否意見書の記載不備、受給者番号の誤り等)について記入してください。

g 指導内容(福祉事務所職員が実施するもの)

個別指導において、福祉事務所職員が実施するもの(委託患者の受診状況等)について記入してください。

※ 個別指導に福祉事務所職員が同行する場合に限りです。

h 個別指導調書・指導チェックリスト等の有無

個別指導における個別指導調書や指導チェックリストがある場合は「有」、ない場合は「無」と記入してください。なお、個別指導調書・指導チェックリスト等の様式の添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

⑥個別指導後の措置

a 指導終了時の講評の有無・方法

個別指導の講評を行っている場合は「有」、行っていない場合は「無」と記入してください。また、講評をどのように実施しているか記入してください。

b 指導結果通知の発出の状況

個別指導の結果通知の状況について記入してください。

c 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置

個別指導を行った結果、不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)が見受けられた際に、どのように是正改善措置を求めているのか記入してください。

d 不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く。)に対する是正改善措置の実績及び主な事項例(令和7年度及び8年度)

個別指導を行った結果、不適切な事例(診療報酬請求に関するものを除く)が見受けられた際の是正改善措置の実績(医療機関数)並びに令和7年度及び8年度における主な指摘事項例(実際の指摘事項)を記入してください。実際に医療機関に送付した指導結果通知の指摘事項文書の添付でも結構です。(添付の場合は、調査票上段の「指導実施要領等の添付の有無」について「有」としてください。)

なお、令和8年度については、調査票記載時の状況に基づき記入してください。

e 不適切な診療報酬請求に対する返還措置

個別指導を行った結果、不適切な診療報酬請求が見受けられた際の対応について下記に留意して記入してください。

- ・どのような措置を行っているのか。
- ・当該請求金額について必ず返還させているのか。
- ・返還期間についてどのように決定しているのか(基準等)。

f 不適切な診療報酬請求に対する返還措置の実績(令和7年度及び8年度)

個別指導を行った結果、不適切な診療報酬請求として返還措置を行った実績(医療機関数)について記入してください。(令和7年度及び8年度)

なお、令和8年度については、調査票記載時の状況に基づき記入してください。

g 指摘事項の周知

個別指導の結果、改善を求めた指摘事項から留意すべき点を整理し、その改善に向けた取組内容について、管内の指定医療機関に対する周知の状況について、記入してください。

①検査の実施状況

令和7年度及び8年度の検査の実施件数(検査を行った医療機関数)について記入してください。件数の後に()書きでIの種別ごとの件数を記入してください。

なお、令和8年度については、調査票記載時の状況に基づき記入してください。

②上記①の実績がない場合、直近で検査を行った時期等

上記①の実績がない場合、令和6年度以前に直近で検査を行った時期について記入してください。時期の後に()書きでIの種別のうち該当する種別を記入してください。

なお、令和6年度以前に行った実績を確認ができなかった場合には、その旨を記入してください。

③検査対象医療機関の選定方法

検査を実施する医療機関の選定方法をできるだけ詳しく記入してください。

④検査の体制

検査をどのような体制で行っているか下記に留意しできるだけ詳しく記入してください。

- ・どのような役職、職種の者がそれぞれ何名で行っているか。
- ・福祉事務所職員が検査に同行している場合は、その職種、人数。
- ・医師会等関係団体の立会い等の協力はあるか。(検査における立会いに関する取り決め等がある場合には、その内容を含む)

⑤検査の方法

直近の検査事例を基に、医療機関側の検査出席者、検査内容(回数や一回の平均時間)を記入してください。検査実績がない場合は、別に実施要領等により定められている内容を記入してください。

VI その他

①国保部局等との連携(指導計画や個別事案の情報共有等)を行っているか。

自治体内の国民健康保険部局や医療監視部局等との連携状況(指導計画、個別事案の情報共有、指導方法等に関する技術的な助言等)について記入してください。

②不正等の情報提供があった場合の対応

自治体内の国民健康保健部局、外部等から不正等に関する情報提供があった場合の生活保護担当部局の対応について記入してください。

③その他(指導等の実施に当たり苦慮している点 等)

貴自治体の状況を踏まえて、記入してください。

※ 回答内容が、各自治体で作成している「指導実施要領」等で具体的に定められているものと同じである場合は、その資料を添付のうえ、「別添参照」と記入しても差し支えありません。

※ 記入事項が様式の記入欄に収まらない場合は、枠内を縦方向に拡大して、記入内容が画面及び印刷表示上も読めるようにご対応願います(セル行の追加は行わないこと)。